

公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の２第１項第３号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１０８条の２第１項の規定により公表する。

令和８年３月３日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 契約の名称

令和８年度和歌山県立なぎ看護学校草刈り等清掃業務

2 契約の内容

和歌山県立なぎ看護学校草刈り等清掃業務（詳細については仕様書のとおり。）

3 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援に限る。）を行う事業所で、東牟婁振興局管内にある事業所または地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者または地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する団体のうち高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センターに該当する団体で、東牟婁振興局管内にある団体のうち当該清掃業務（１年間）の受託を希望する者から見積書を提出させ、当該見積金額が予定価格以内で最低価格となった者を相手方とする。

4 契約の相手方の決定日時

令和８年３月１２日（木）午前１１時００分

5 契約の相手方の選定基準

上記３に規定する者で、業務の円滑な履行が可能なもの。

6 見積書の提出期限及び提出場所

（１）提出期限

令和８年３月１１日（水）午後３時００分

（２）提出場所

和歌山県立なぎ看護学校

和歌山県新宮市蜂伏２０番３９号

電話 ０７３５－３１－８７９７

見積書提出における説明事項

1 見積方法

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び事業年度・業務名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 落札者の決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を原則として落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該調達事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

見 積 書

¥ _____ 円

(ただし、消費税及び地方消費税の額は含まない。)

令和8年度和歌山県立なぎ看護学校草刈り等清掃業務に係る見積金額として、上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1. 記載する金額の数字はアラビア数字で表示すること。
2. 金額を訂正したものは無効とする。
3. 金額以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

和歌山県立なぎ看護学校草刈り等清掃業務仕様書

この仕様書は、和歌山県立なぎ看護学校（以下「なぎ看護学校」という。）草刈り等の清掃委託を受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 事業年度 令和8年度
- 2 業務名称 令和8年度和歌山県立なぎ看護学校草刈り等清掃業務
- 3 業務履行の場所 新宮市蜂伏20番39号 和歌山県立なぎ看護学校
- 4 業務内容

(1) 月1回

ア 敷地内の草刈り（草の生え具合を見て行う。）

グラウンド、アリーナ周辺、1年生駐車場の法面、学生駐車場、職員駐車場フェンス周り、学校周りの草取りを行う。

冬は落葉を掃除する。

グラウンドは犬・猫等の糞取りを行う。

イ 敷地内の花壇の剪定

花壇（6か所）の草取り、剪定を行う。

※草刈機、花壇の剪定道具は受託者が持参すること。

※上記業務をすべて終了して1回の業務とする。（複数日にわたっても構わない。）

(2) 上記業務は8時30分から16時30分までの間に遂行すること。

学生の授業中は、音を立てないように注意すること。

臨時に新たな清掃が必要になった場合は、その旨をなぎ看護学校職員に報告し、指示を受けることとする。

また、作業中に施設の破損、故障箇所、その他異常を発見したときは、速やかになぎ看護学校職員に報告することとする。

(3) 衛生消耗品等については、在庫の状況を把握し、不足する場合は事前になぎ看護学校職員に報告することとする。

(4) 清掃業務により収集したごみは、分別の上、校内のごみ集積場所に搬出することとする。

5 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし、和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

6 報告等 毎日、日報を作成し、なぎ看護学校職員の確認を得ること。

7 その他

- （1）受託者は、業務実施に当たり事前に従事者名簿を提出することとする。また、業務遂行時には各従事者は名札を着用すること。
- （2）なぎ看護学校職員と十分連絡を取って業務を遂行すること。
- （3）勤務状況不良、その他の理由により、従事者についてなぎ看護学校職員が不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
- （4）本業務の遂行において、適用を受ける関係法令等及びなぎ看護学校職員の指示を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- （5）受託者は、従事者の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令に従って行うこと。
- （6）本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、敷地内施設又は職員もしくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。
- （7）その他必要な事項については、随時両者協議の上定めるものとする。